

全銀システムの障害により生じた損害の補償について

10月10日(火)8時30分ごろに発生した、全銀ネットが運営する全銀システムの障害により、お客様にはご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。

10月18日(水)、全銀ネットの加盟金融機関は、障害により生じたお客さまの損害の補償について、以下の通り申し合わせを行いましたのでお知らせいたします。

当行は、申し合わせ内容に基づいて損害の補償を行ってまいりますので、お近くの営業店にご相談ください。

全銀ネット加盟金融機関による申し合わせの概要

1. 基本的な考え方

今般の全銀システム障害による影響により、多くのお客様へご迷惑をおかけする結果となったこと重く認識し、お客様に生じた損失の影響に誠心誠意対応いたします。

2. 補償の主体

お客様と直接取引を行う全銀ネット加盟金融機関各行が前面に立って、それぞれ、自行のお客様への補償を行います。

3. 補償の対象

今般の全銀システム障害による影響により、「振込ができない」「着金が遅れた」等の事象によって、お客さまが被った追加の費用支払い等の直接的な損害を補償いたします。

具体的には、「手数料」「延滞金・遅延損害金」「貸出金利・貸越金利」等、直接的な金融取引において発生した追加費用を対象といたします。